

仙台市スポーツ施設使用料の減免について

- 以下の手帳等をご提示いただくと、施設の個人使用料が無料となります。
【身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳、戦傷病者手帳、被爆者健康手帳、児童発達支援センター在籍証明書】
※庭球場等については、上記手帳等をお持ちの方が施設利用者の4分の1以上の場合、施設使用料が減免となります。
- 上記手帳等をご提示いただいた方に付き添いが必要な場合は、満18歳以上の介護人1名についても施設の個人使用料が無料となります。
- 上記利用者が施設を利用した場合の有料駐車場も無料となります。
- そのほか、仙台市が後援を行う区規模以上のスポーツ大会のために専用使用する場合等は、施設使用料が減免となる場合があります。詳細は仙台市スポーツ振興課にお問い合わせください。

仙台市スポーツ振興課